

おわりに

各立場での経営革新に向けての果たすべき役割について

1. 行政

(1) 中小企業新事業活動促進法は、中小企業が厳しい経済環境の中で成長する為に、多くの中小企業が成行的な経営から脱皮して自らビジネスプランを作成して経営革新を推進して、企業のライフサイクルの成熟期から衰退期に陥らないように経営の向上を図ることを目標としている、行政は本制度の目的を企業や事業者ならびに企業の指導的な立場の方々に、多くの機会を捉えて主旨の説明と理解をさせることが求められている。

(2) 未申請企業を対象にアンケート発送を企業数600社に行ったが、回収62社あり、その中で経営革新計画の承認制度を知っている企業数は15社で全体比率は 2.5%で、丁度、新商品を購入する先駆者マーケット3~5%でほぼ同じで、県内の経営革新計画の認知度は創業・起業の導入期にあたると思われ、まだまだ衆知を図るために、推進計画を作成し、関係支援機関(商工会議所・商工会、金融機関等)との連携が必要ではないかと思われる。

(3)承認窓口は業種・業界をよく熟知し、また企業経営・財務的基礎知識を持って、承認企業が難しいと回答している事業計画の作成に対して、未承認企業に積極的に指導・支援し、また承認後も販路拡大の支援等を行って、数値目標が達成できるように、計画期間内のフォローアップが重要と思われる。

2. 金融機関

(1) アンケートの意見の中に、融資を受けられないという不満が出されており、金融ペースからみれば、理解が出来るが、経営革新計画は企業再生とともに国の重要な施策であることを認識して、売掛金担保・在庫担保・知的財産担保等、新たな手法で前向きな融資への取組を期待されている。

(2) 事業計画の策定に当たっては、金融機関が所有する市場・商品情報を積極的に提供し、承認後も資金が不足しないように金融支援およびアドバイザー機能を十分に発揮することが望まれる。

3. 承認企業・未申請企業

(1) 長期的視野に立って経営革新計画を企業戦略の一つとして、トップ自ら事業計画を作成して、会社方針として活用することが望ましい。

(2) 県の承認はオールマイティだと勘違いせず、承認は必要条件で、十分条件ではないことを認識し、もし融資・補助金等が受けられない場合は金融機関からその理由を聞き、経営に生かすことも心掛けるべきである。

(3) 「計画の承認=支援」ではなく、承認が事業計画のスタートとして確実に展開してゆくことが重要である。

(4) 「継続は力なり」と言われるように、承認企業は「経営革新計画の推進・フォロー」の展開を図り、必要ならば行政機関や中小企業診断士等のアドバイスを積極的に受けることも大切と思われる。

① 承認企業から未申請企業へのアドバイスとして下記のことが望まれる。

1) 経営革新への取組のメリットの説明

2) 経営革新の難しさの克服策の伝授

- ② 未申請企業は経営革新を行わなければ、企業の成長がないことを認識し、自社の強み・弱みを分析し、強みを生かす経営革新に志向し、経営革新計画に積極に取り組むことが望まれる。

4. 中小企業診断士

- ① 未申請企業のアンケート結果では、中小企業診断士の知名度は低い。従来の活動の場は一部に限定されていたと言える。取り分け、中小企業診断士が経営革新計画に長けるには、中小企業新事業活動促進法による経営革新支援制度を熟知し、社会的に認知されるように情報収集と自己研鑽を積重ね、企業に対して最も強力な助け人であることを訴えるべきである。
- ② アンケート結果では、経営革新計画は「知らない」とする企業の中に、中長期経営計画を作成している企業がある。これ等の企業は誰かの提言があれば経営革新計画の申請に一步踏み出せる状態と言える。その提言を中小企業診断士が果たすべき役割といえる。
- ③ 経営革新計画を行政機関・金融機関・商工団体等と連携して推進するには、個人では弱く、支部組織としての対応が不可欠であり、以下のような取り組みが必要である。
 - 1) 支部の戦略的課題として、埼玉県支部の中に経営革新計画に係るあらゆるニーズに対応する専門家集団を組織する。
 - 2) 能動的に行政・金融機関・商工団体等に働きかけ、中小企業施策への参画を目指した取組姿勢を内外に示していく必要がある。
 - 3) 今回のマスターセンター補助事業のアンケート調査結果を有効に活用し、多くの機会を捉えて埼玉県支部としての経営革新計画への取組姿勢をPRする。